

# 第1回産科医療研究会 次第

日時：令和5年8月30日（水）  
16:30～:18:00  
場所：兵庫県庁2号館5階庁議室

1. 開会挨拶

2. 委員等紹介

3. 研究会の設置について

4. 議 事

（1）産科医療体制の現状と課題

①県説明

②意見交換

（2）産科医療に関するアンケート（案）

5. 閉会

## 第1回産科医療研究会出席者名簿

所属及び役職		氏名	備考
<b>【委員】</b>			
医療	県立こども病院 院長	飯島 一誠	
	神戸大学医学部附属地域医療活性化センター長	石田 達郎	(web出席)
	姫路赤十字病院 副院長兼第一小児科部長	久呉 真章	(web出席)
	兵庫県助産師会 会長	國廣 晴美	(web出席)
	兵庫県医師会 常任理事	大門 美智子	
	兵庫医科大学主任教授	竹島 泰弘	代理 小児科学講師 柴田 暁男 (web出席)
	兵庫医科大学教授	田中 宏幸	
	神戸大学大学院医学研究科特命教授	谷村 憲司	
	県立淡路医療センター 産婦人科部長	西島 光浩	
	神戸大学大学院医学研究科特命教授	藤岡 一路	
	公立豊岡病院組合立豊岡病院 但馬こうのとり周産期医療センター長	松原 慕慶	(web出席)
	兵庫県産科婦人科学会 会長	山崎 峰夫	
	県立こども病院 総合周産期母子医療センター次長	芳本 誠司	(web出席)
行政	佐用町長 (兵庫県町村会 会長)	庵澄 典章	欠席
	淡路市長 (兵庫県市長会 会長)	門 康彦	代理 健康福祉部付部長 鯛 泰子 (web出席)
	洲本健康福祉事務所 所長 (兵庫県保健所長会 会長)	鷲見 宏	
<b>【オブザーバー】</b>			
	養父市長	広瀬 栄	
<b>【陪席】</b>			
	兵庫県助産師会 副会長	毛利 多恵子	(web出席)
	養父市健康福祉部健康医療課 課長	余根田 一明	
<b>【庁内関係課等】</b>			
	兵庫県保健医療部 部長	山下 輝夫	
	兵庫県保健医療部 次長	岡田 英樹	
	兵庫県保健医療部健康増進課 課長	稲岡 由美子	
	兵庫県病院局企画課 課長	菅澤 真央	
<b>【事務局】</b>			
	兵庫県保健医療部医務課 課長	波多野 武志	
	兵庫県保健医療部医務課 班長	浦野 武彦	
	兵庫県保健医療部医務課 主幹	阿部 竜二	
	兵庫県保健医療部医務課 職員	高木 佳奈子	
	兵庫県保健医療部医務課 職員	福井 菜摘	

第1回 産科医療研究会 配席図

<Web参加：名簿順>  
 神戸大学医学部附属  
 地域医療活性化センター長  
 いしだ たつろう  
 石田 達郎

姫路赤十字病院  
 副会長兼第一小児科部部长  
 くご まさあき  
 久呉 真章

兵庫県助産師会長  
 くにしひろ はるみ  
 國廣 晴美

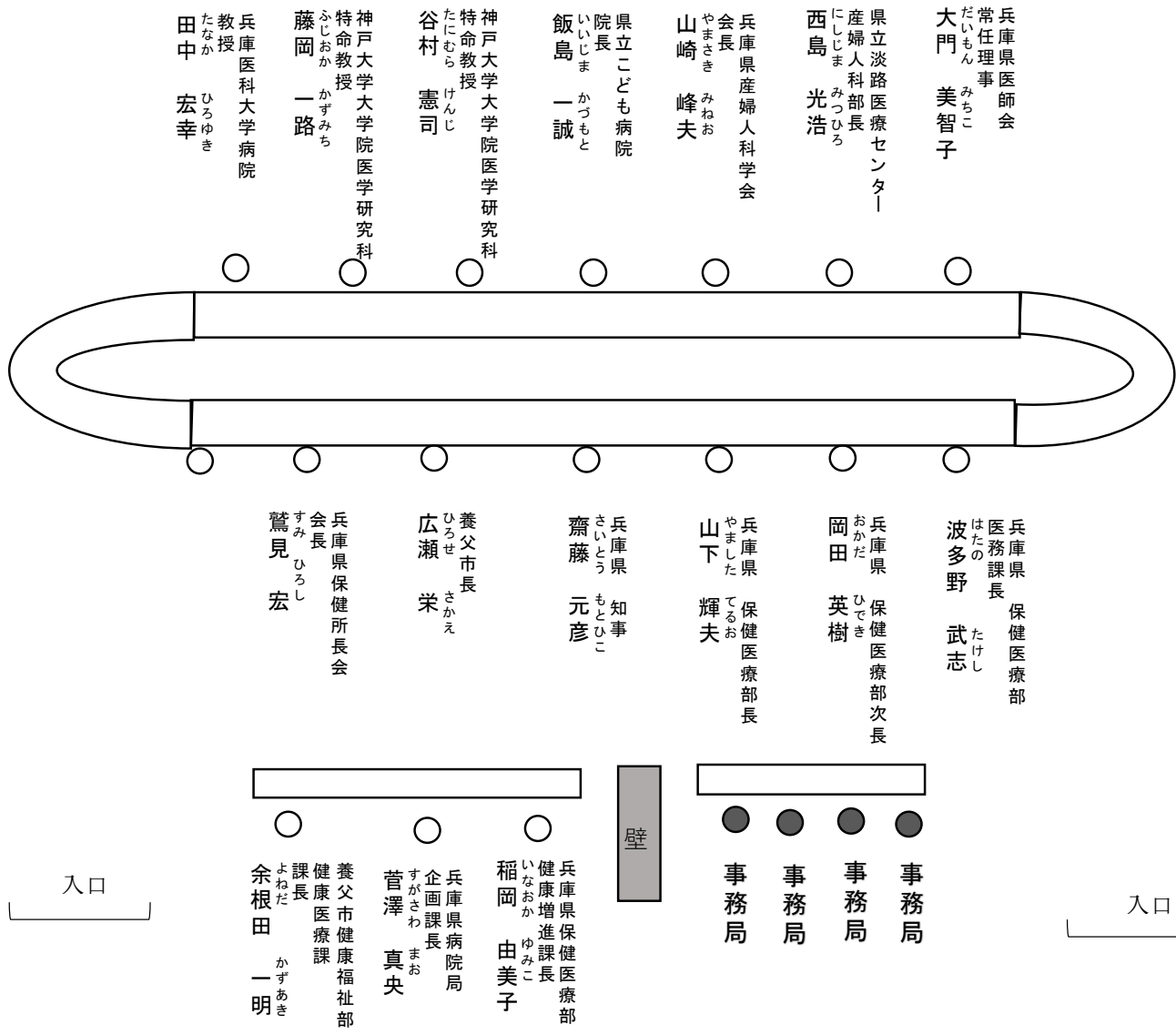
兵庫医科大学病院  
 小児科学講師  
 しばた あきお  
 柴田 暁男

公立豊岡病院組合立豊岡病院  
 但馬こうのとりのり周産期医療センター長  
 まつばら もとのり  
 松原 慕慶

県立こども病院  
 総合周産期母子医療センター  
 次長  
 よしもと せいじ  
 芳本 誠司

淡路市健康福祉部付部長  
 たい やすこ  
 鯛 泰子

モニター



操作卓

入口

入口

## 産科医療研究会設置要綱

## (目的)

第1条 産科医の不足や分娩取扱医療機関が減少する一方、晩産化等によるリスクのある妊婦や低体重児の出生割合が増加する中で、安心して妊娠・出産できる体制の検討を進めるため、産科医療研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

## (協議事項等)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について、協議、意見交換等を行う。

- (1) 産科医療体制の現状と課題に関すること
- (2) 課題解決に向けた取り組みに関すること

## (会議)

第3条 研究会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

## (会長)

第4条 研究会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから、あらかじめ兵庫県保健医療部長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、研究会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (謝金)

第5条 委員（市町及び県の職員である委員を除く。）及び第3条第3項に定める者が、研究会の職務に従事したときは、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年4月1日制定）」のうち、「医療審議会」の報酬の額に準じ、次の額の謝金を支給する。

- (1) 会長 1日 15,500円
  - (2) 委員及び第3条第3項に定める者 1日 12,500円
- 2 第3条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

## (旅費)

第6条 委員及び第3条第3項に定める者が、研究会の職務を行うために、会議に出席したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により行政職8級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。ただし、県の職員である委員については、当該職員の職務の級に基づく額とする。
- 3 第3条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して旅費を支給する。この場合において、代理人の格付けは、委員本人と同額とする。ただし、県の職員である代理人については、当該職員の職務の級とする。

(事務局)

第7条 研究会の事務局は、兵庫県保健医療部医務課におく。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

	氏名	所属及び役職	備考
医療	飯島 一誠	県立こども病院 院長	
	石田 達郎	神戸大学医学部附属地域医療活性化センター長	
	久呉 真章	姫路赤十字病院 副院長兼第一小児科部長	
	國廣 晴美	兵庫県助産師会 会長	
	大門 美智子	兵庫県医師会 常任理事	
	竹島 泰弘	兵庫医科大学主任教授	
	田中 宏幸	兵庫医科大学教授	
	谷村 憲司	神戸大学大学院医学研究科特命教授	
	西島 光浩	県立淡路医療センター 産婦人科部長	
	藤岡 一路	神戸大学大学院医学研究科特命教授	
	松原 慕慶	公立豊岡病院組合立豊岡病院 但馬こうのとり周産期医療センター長	
	山崎 峰夫	兵庫県産科婦人科学会 会長	
	芳本 誠司	県立こども病院 総合周産期母子医療センター次長	
行政	庵途 典章	佐用町長 (兵庫県町村会 会長)	
	門 康彦	淡路市長 (兵庫県市長会 会長)	
	鷺見 宏	洲本健康福祉事務所 所長 (保健所長会 会長)	

# 兵庫県における 産科医療の現状と課題

第1回産科医療研究会

令和5年8月30日

兵庫県保健医療部医務課

## ○周産期とは？

周産期 → 妊娠満22週から出生後満7日未満

### [周産期医療の特徴]

- ・母子ともに異常が生じやすい
- ・診療の専門性、特殊な診療機器が必要
- ・母体と胎児、あるいは新生児に産科・小児科双方からの医療の提供が必要





# 周産期医療体制の整備①

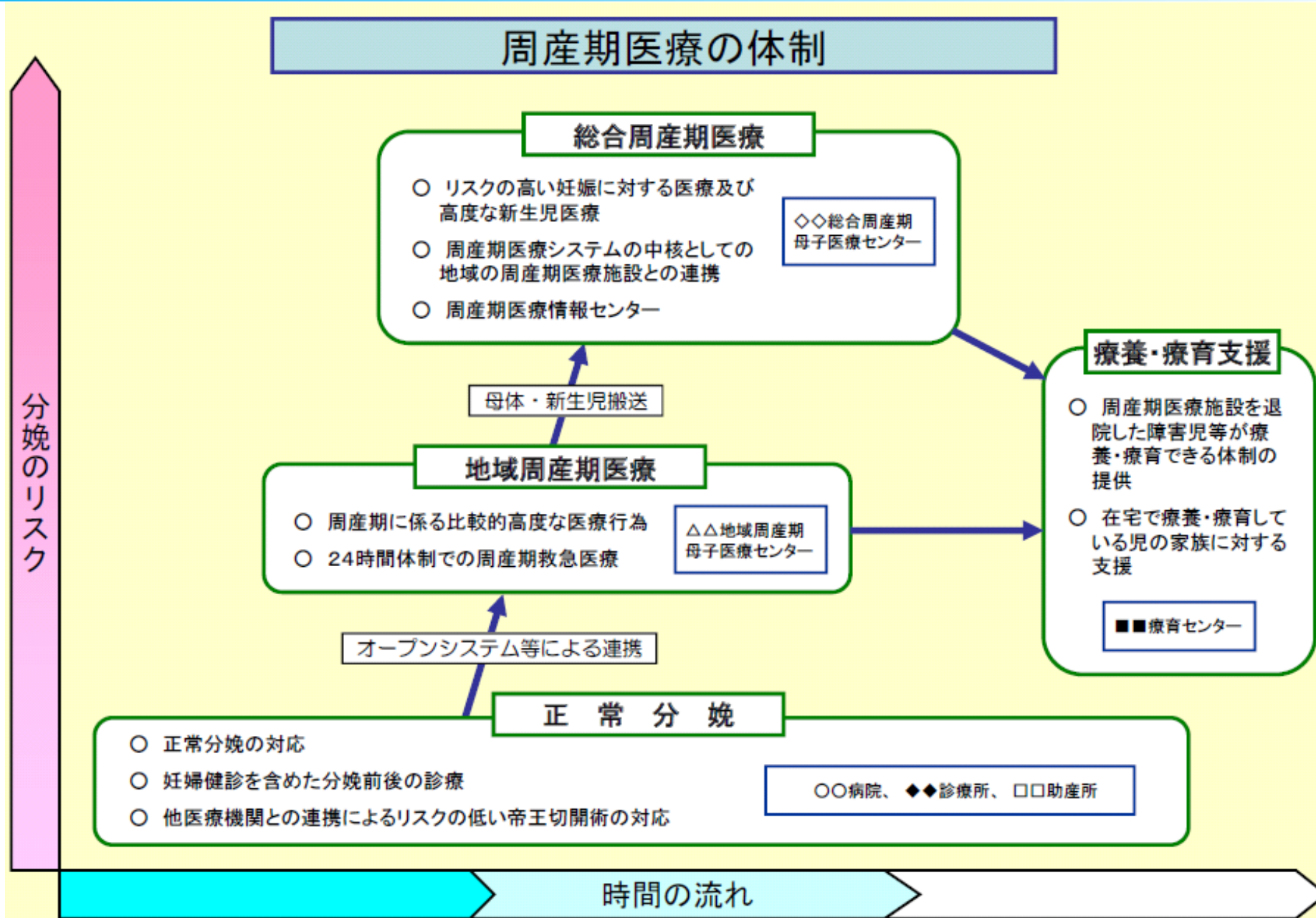
## ○周産期医療体制整備指針（国H22年1月）

➡ 都道府県における周産期医療体制の整備

- ・ 周産期医療協議会の設置
- ・ 周産期医療体制整備計画の策定
- ・ 総合周産期母子医療センターの整備
- ・ 地域周産期母子医療センターの整備
- ・ 周産期医療情報システムの整備  
（情報ネットワークの整備）

➡ 兵庫県周産期医療体制整備計画(H23年3月)  
現在は保健医療計画に統合

# 周産期医療体制の整備②



# 周産期医療体制の整備③

○総合・地域周産期母子医療センターのほか、ハイスク妊婦に対応する「地域周産期病院」を指定し、全圏域をカバー

R5.4.1現在

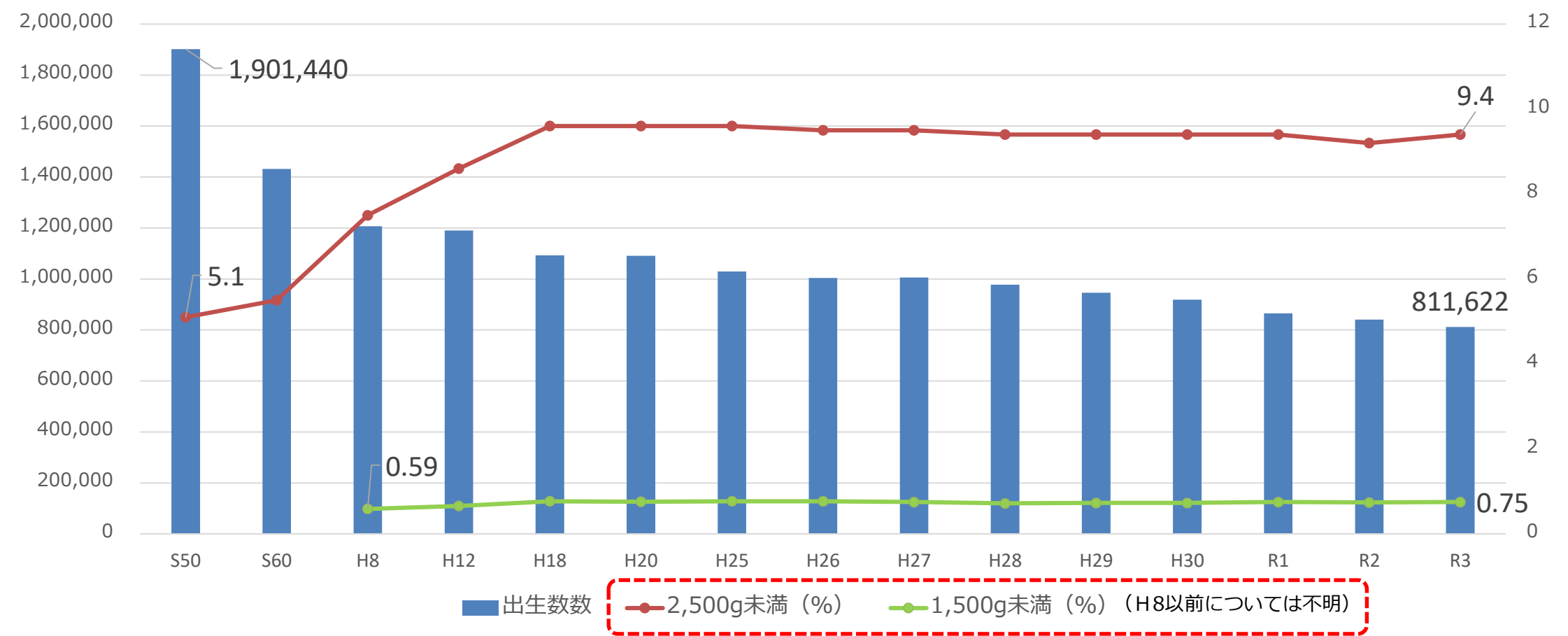
圏域	周産期母子医療センター		地域周産期病院(18)	一般病院(7)
	総合(6)	地域(6)		
神戸三田	県立こども病院 神戸市立中央市民病院 神戸大学医学部附属病院	済生会兵庫県病院	甲南医療C パルモア病院 母と子の上田病院 神戸アドベンチスト病院 神戸医療C 神戸市立西市民病院 神戸市立西神戸医療C なでしこレディース総合医療C 三田市民病院	神戸徳洲会病院
阪神	県立尼崎総合医療C 兵庫医科大学病院	県立西宮病院	関西労災病院 明和病院 近畿中央病院 市立伊丹病院	川西市立総合医療C
播磨東		加古川中央市民病院 明石医療C	あさぎり病院	高砂西部病院 北播磨総合医療C 西脇市立西脇病院
播磨姫路	姫路赤十字病院		県立はりま姫路総合医療C 姫路聖マリア病院 穴粟総合病院	小国病院 赤穂中央病院
但馬		豊岡病院		
丹波			県立丹波医療C	
淡路		県立淡路医療C		

# 周産期医療体制の現状（全国）①

## ○低体重児の出生割合

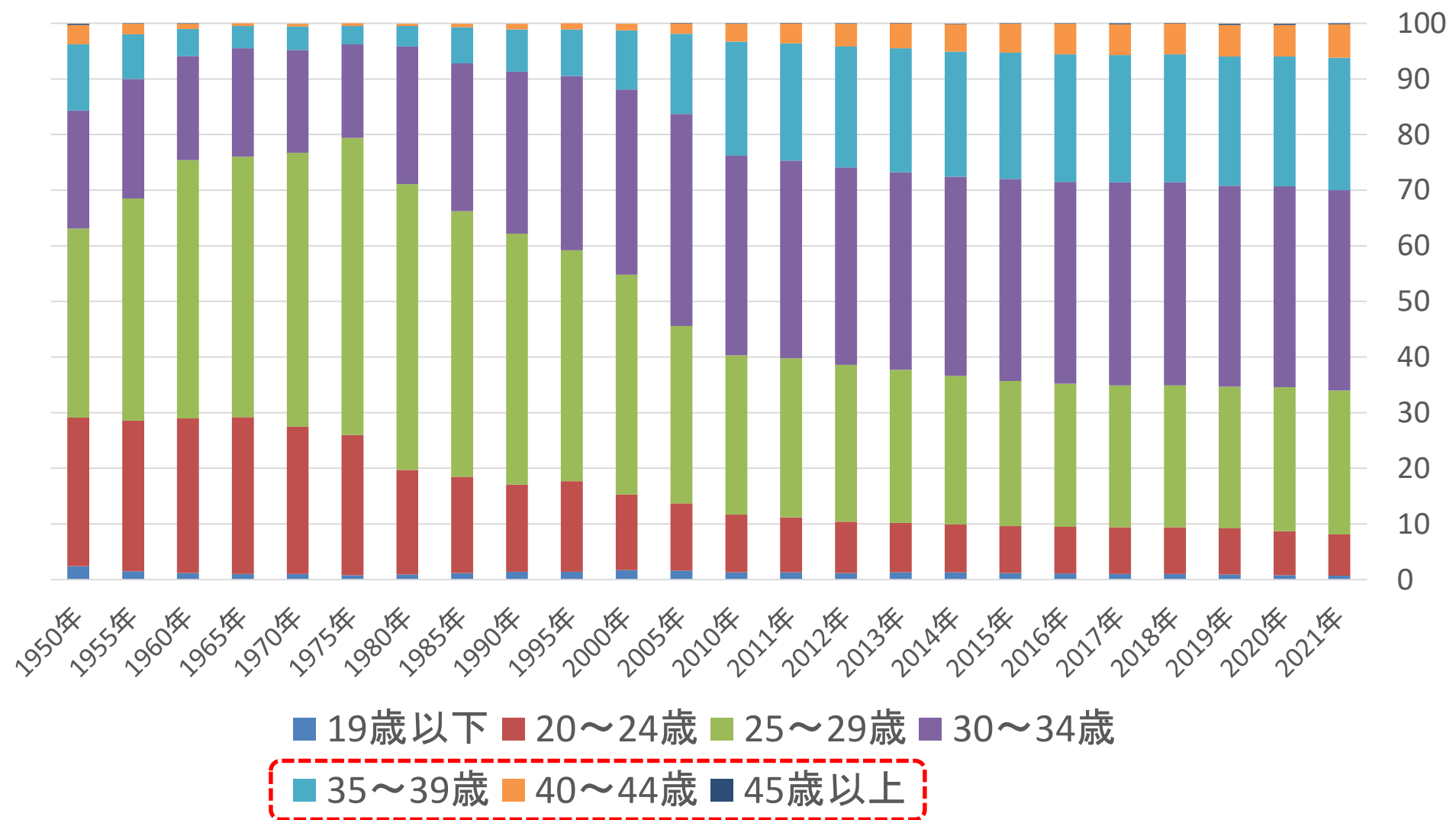
- ・出生数は減少となる一方で、低体重児は一定の割合で存在する

出生数と低体重児の出生割合の推移



# 周産期医療体制の現状（全国）②

## 母の年齢階層別出生割合



35歳以上が約3割を占める

# 周産期医療体制の現状（全国）③

## ○母年齢別周産期死亡率（22週以降胎児・新生児）

- ・年齢が上昇すると周産期死亡率が上昇、45歳以上が最大

（単位：出産千対）

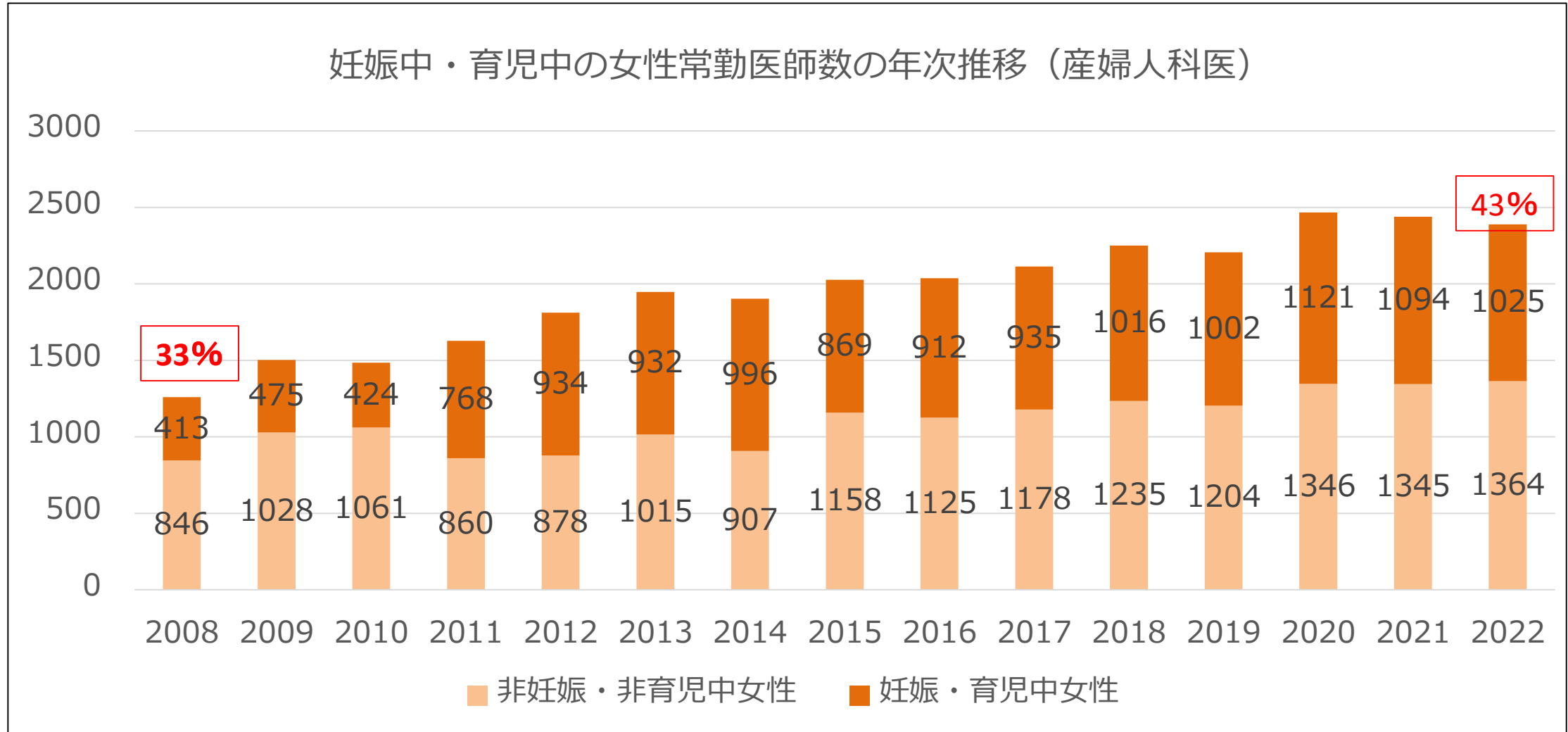
区分	H7	H12	H17	H22	H27	R1	R2	R3
総数	7.0	5.8	4.8	4.2	3.7	3.4	3.2	3.4
20～24	6.9	5.7	4.4	4.1	3.3	3.1	3.1	3.1
25～29	6.1	5.0	4.3	3.4	3.2	2.8	2.8	2.9
30～34	6.9	5.5	4.5	3.9	3.2	3.3	2.9	3.0
35～39	10.0	7.5	6.1	5.0	4.4	3.8	3.4	3.8
40～44	18.5	14.3	10.0	8.1	6.4	4.9	5.3	5.8
45歳以上	59.4	31.6	14.9	17.5	9.9	8.4	8.9	6.8



厚生労働省：人口動態統計

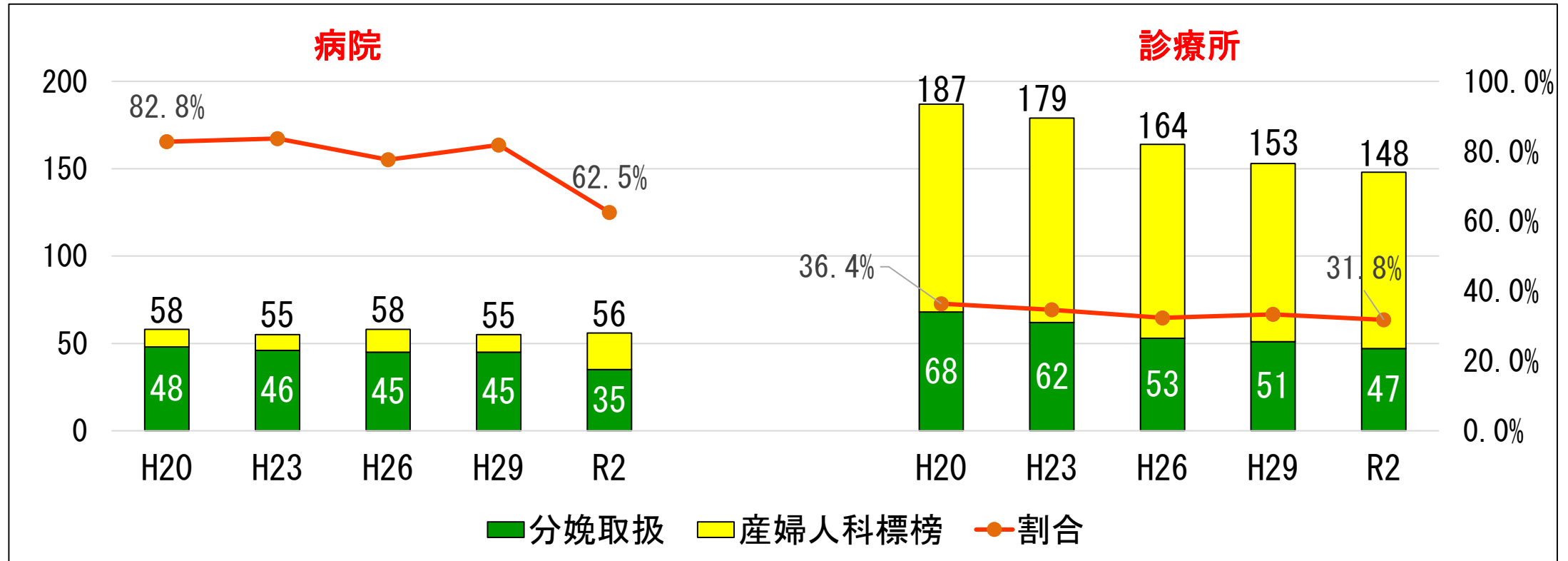
# 周産期医療体制の現状（全国）④

- ・妊娠中や育児中の女性産婦人科医は増加傾向



# 周産期医療体制の現状（兵庫県）①

## ○分娩医療機関数の推移



厚生労働省：医療施設調査

### （参考）直近で分娩停止した県内病院

H30年度：赤穂市民病院

R1年度：尼崎医療生協病院、市立加西病院、兵庫医科大学ささやま医療センター

R2年度：ベリタス病院

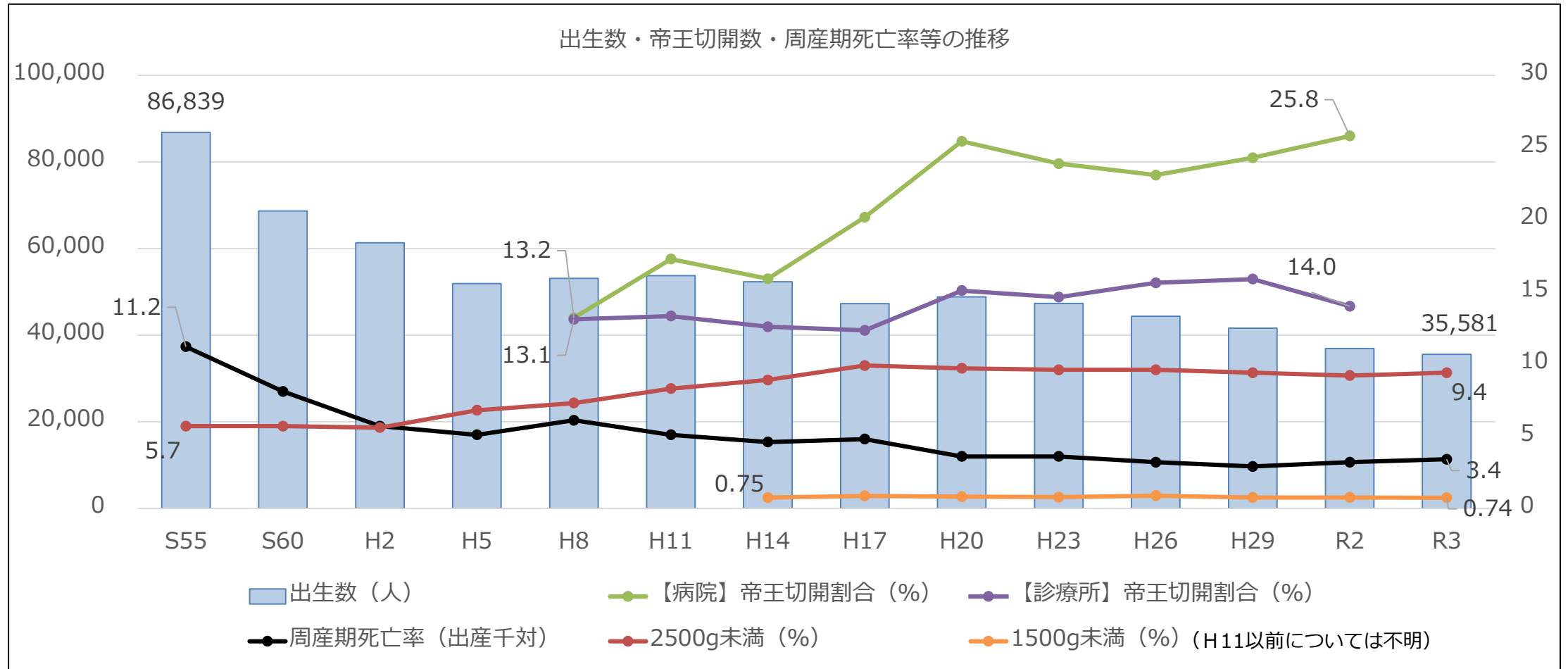
R4年度：八鹿病院



# 周産期医療体制の現状（兵庫県）②

## ○出生数・帝王切開数・周産期死亡率等の推移

- ・40年前と比べると低体重児の割合、帝王切開割合が増加
- ・周産期死亡率は横ばい



# 周産期医療体制の現状（兵庫県）③

## ○R3 圏域別分娩医療機関数及び分娩件数

・件数は病院：診療所 = 1：1、診療所での割合が高い圏域もある（阪神、播磨姫路）

圏域	施設数			分娩件数			1施設あたり分娩件数		
	計	病院	診療所	計	病院	診療所	計	病院	診療所
神戸三田	28	14	14	10,344	6,713	3,631	369.4	479.5	259.4
阪神	23	9	14	9,613	3,395	6,218	418.0	377.2	444.1
播磨東	18	6	12	6,924	2,779	4,145	384.7	463.2	345.4
播磨姫路	12	6	6	5,837	2,919	2,918	486.4	486.5	486.3
但馬	2	2	0	858	858	0	429.0	429.0	
丹波	2	1	1	469	303	166	234.5	303.0	166.0
淡路	1	1	0	658	658	0	658.0	658.0	
合計	86	39	47	34,703	17,625	17,078	403.5	451.9	363.4

※医務課調べ

# 周産期医療体制の現状（兵庫県）④

## ○人口10万対医師数

	H30	R2	R2 - H30	
	産科 産婦人科	産科 産婦人科	産科 産婦人科	
全国	9.0	9.3	0.3	3.3%
兵庫県	8.7	9.2	0.5	5.7%
神戸	9.8	11.6	1.8	18.4%
阪神	9.2	9.1	△ 0.1	△ 1.1%
阪神南	(10.8)	(10.4)	(△ 0.4)	(△ 3.7%)
阪神北	(7.0)	(7.1)	(0.1)	(1.4%)
東播磨	7.4	8.2	0.8	10.8%
北播磨	6.7	6.4	△ 0.3	△ 4.5%
播磨姫路	7.9	7.2	△ 0.7	△ 8.9%
中播磨	(8.7)	(8.0)	(△ 0.7)	(△ 8.0%)
西播磨	(6.0)	(5.3)	(△ 0.7)	(△ 11.7%)
但馬	7.4	7.0	△ 0.4	△ 5.4%
丹波	7.8	7.9	0.1	1.3%
淡路	8.5	11.0	2.5	29.4%

※医務課調べ

# 周産期医療体制の現状（兵庫県）⑤

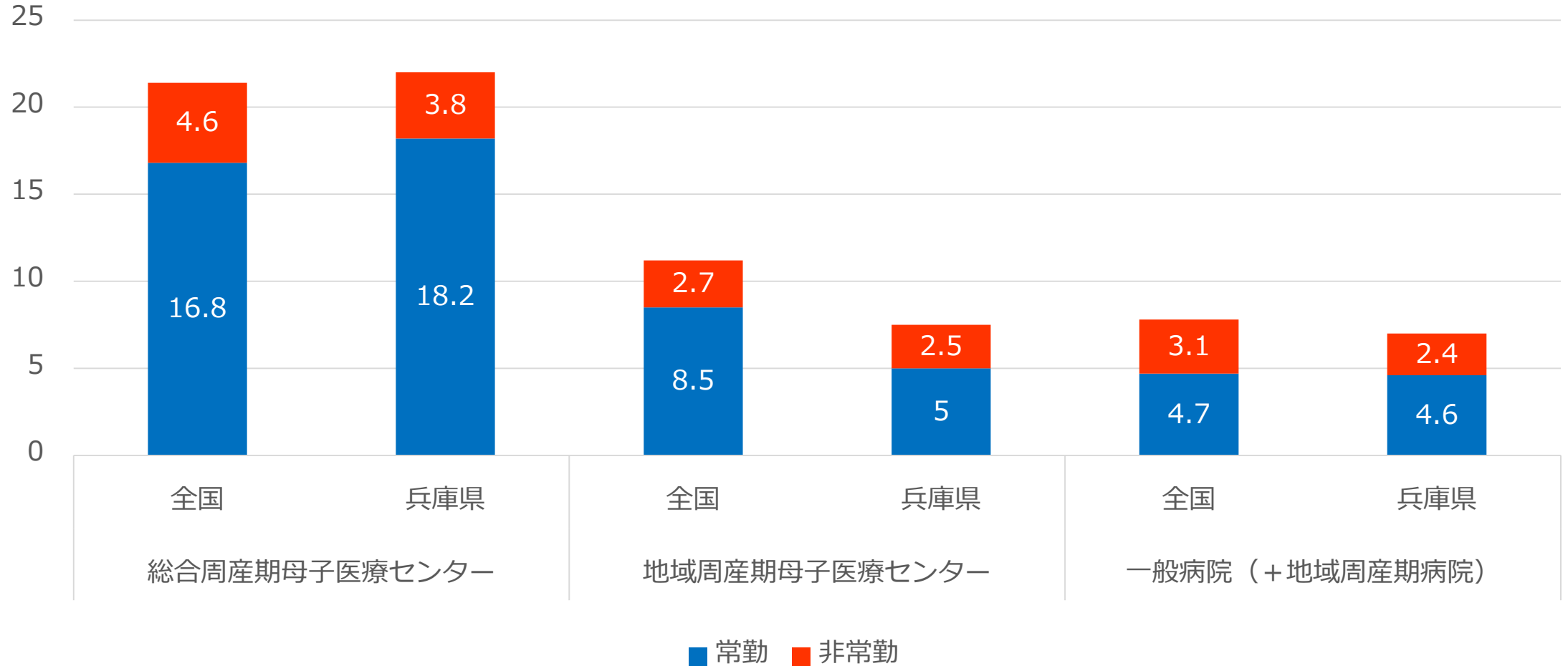
## ○R3 分娩対応病院の医師の配置状況

- ・一般病院でも3～4人体制により対応

区分	施設数	産科・産婦人科医師数			分娩件数
		計	常勤	非常勤	
総合周産期母子医療センター	6病院	100	85	15	3,389
	1施設あたり	16.7	14.2	2.5	565
地域周産期母子医療センター	6病院	49	46	3	3,447
	1施設あたり	8.2	7.7	0.5	575
地域周産期病院	18病院	145	99	46	8,383
	1施設あたり	8.1	5.5	2.6	466
一般病院	9病院	33	17	16	2,406
	1施設あたり	3.7	1.9	1.8	267
合計	39病院	327	247	80	17,625
	1施設あたり	8.4	6.3	2.1	452

# 周産期医療体制の現状（兵庫県）⑥

1施設あたりの産科・産婦人科医師数（R4）

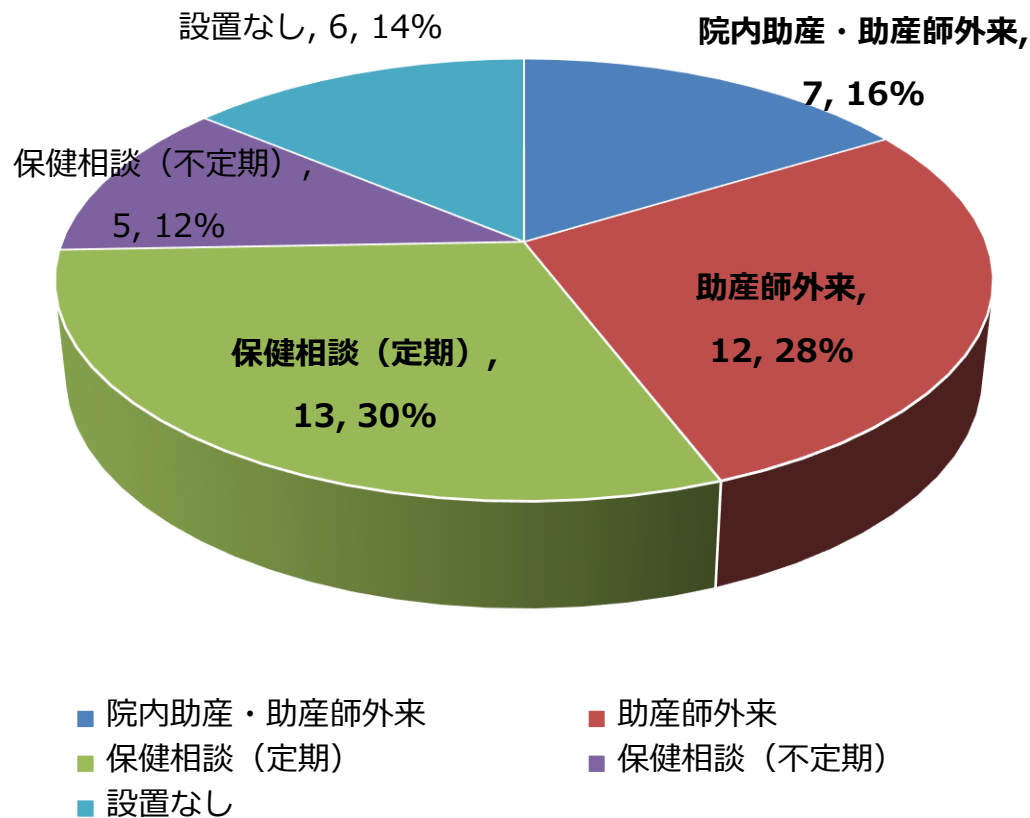


日本産婦人科医会：産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査報告

# 周産期医療体制の現状（兵庫県）⑦

- 院内助産や助産師外来、保健相談（定期）は分娩取扱機関37病院中32病院で実施
- 産後ケア事業は、43病院(婦人科のみ除く)中26病院で実施

院内助産等の設置状況（N=43）



産後ケア事業の実施状況（N=43）

実施している	26病院
今後予定がある	7病院
今のところ予定はない	10病院

事業内容（内訳） ※複数回答可

事業内容	実施している	今後予定がある
宿泊型	21	5
デイサービス型	14	4
アウトリーチ型（訪問型）	6	0
産婦健康診査	13	5

# 周産期医療体制の現状（兵庫県）⑧-1

## ○分娩医療機関のない地域等における分娩対応病院へのアクセス時間

- ・各地域の周産期母子医療センターまで概ね60分圏内

区分	市町	有無	最寄りの病院			最寄りの周産期母子医療C		
			病院名	車	公共	病院名	車	公共
北播磨	三木市		北播磨総合医療C	0:14	0:24	加古川中央市民病院	0:29	1:05
	小野市	○	北播磨総合医療C	-	-	加古川中央市民病院	0:28	1:06
	加東市		北播磨総合医療C	0:19	0:54	済生会兵庫県病院	0:36	1:42
	加西市		西脇病院	0:26	1:30	加古川中央市民病院	0:37	1:21
	西脇市	○	西脇病院	-	-	済生会兵庫県病院	0:44	1:49
	多可町		西脇病院	0:19	0:28	加古川中央市民病院	0:56	1:56
播磨 姫路	姫路市	○	姫路赤十字病院	-	-	姫路赤十字病院	-	-
	神河町		宍粟総合病院	0:38	2:37	姫路赤十字病院	0:46	1:17
	市川町		宍粟総合病院	0:28	2:25	姫路赤十字病院	0:36	1:04
	福崎町		宍粟総合病院	0:24	2:16	姫路赤十字病院	0:32	1:16
	たつの市		姫路赤十字病院	0:17	1:10	姫路赤十字病院	0:17	1:10
	宍粟市	○	宍粟総合病院	-	-	姫路赤十字病院	0:40	0:51
	佐用町		宍粟総合病院	0:26	1:10	姫路赤十字病院	0:52	1:12
	赤穂市	○	赤穂中央病院	-	-	姫路赤十字病院	0:39	1:05
	相生市		赤穂中央病院	0:21	0:44	姫路赤十字病院	0:31	1:20
	上郡町		赤穂中央病院	0:29	0:52	姫路赤十字病院	0:46	1:15
	太子町		姫路赤十字病院	0:16	0:34	姫路赤十字病院	0:16	0:34

# 周産期医療体制の現状（兵庫県）⑧-2

○分娩医療機関のない地域等における分娩対応病院へのアクセス時間

区分	市町	有無	最寄りの病院			最寄りの周産期母子医療C			備考
			病院名	車	公共	病院名	車	公共	
但馬	豊岡市	○	豊岡病院	-	-	豊岡病院	-	-	
	養父市		豊岡病院	0:27	1:07	豊岡病院	0:27	1:07	
	朝来市		豊岡病院	0:40	0:54	豊岡病院	0:40	0:54	
	香美町		豊岡病院	0:35	1:37	豊岡病院	0:35	1:37	
	新温泉町		豊岡病院	0:51	1:44	豊岡病院	0:51	1:44	鳥取中央病院車32分
丹波	丹波市	○	丹波医療C	-	-	済生会兵庫県病院	0:54	2:27	福知山市民病院車33分
	丹波篠山市	○	丹波医療C	0:31	1:08	済生会兵庫県病院	0:42	1:41	
淡路	洲本市	○	県立淡路医療C	-	-	県立淡路医療C	-	-	
	淡路市		県立淡路医療C	0:20	0:41	県立淡路医療C	0:20	0:41	
	南あわじ市		県立淡路医療C	0:26	0:46	県立淡路医療C	0:26	0:46	

※医務課調べ、時間は市役所・役場からの所要時間



# 県養成医による産科医育成状況（1）

## ○県養成医制度の概要

医師不足や診療科偏在といった問題を受け、**医師少数区域の解消**を図る。

区分	創設年度	定員 (R5)	うち 臨時定員
自治医科大学	S47	2名	-
兵庫医科大学		5名	2名 (H21~)
神戸大学	H19	10名	10名 (H22~)
鳥取大学	H22	2名	2名 (H22~)
岡山大学		2名	2名 (H22~)
計		21名	16名



### 【返済免除】

県の指定するへき地医療機関等で9年間勤務した場合は、**修学資金の返還を免除**

# 県養成医による産科医育成状況（2）

## ○県養成医師・医学生数の年次推移

R5.4.1 現在

年次	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
医学部 1年	6	8	13	15	18	21	22	21	23	21	20	23	22	20	22	21	22	5	6	5	6
2年	6	7	8	14	15	17	21	23	20	23	24	22	24	20	20	23	21	22	5	6	5
3年	6	6	8	8	14	15	17	19	23	20	21	23	21	24	20	19	23	21	22	5	6
4年	5	6	5	7	9	14	16	17	19	23	19	20	24	22	24	21	19	23	21	22	5
5年	2	5	6	5	6	9	13	16	18	19	23	19	19	23	22	23	21	19	23	21	22
6年	3	2	5	6	5	6	10	15	15	19	20	23	19	20	23	22	23	21	19	23	21
医学生 計	28	34	45	55	67	82	99	111	118	125	127	130	129	129	131	129	129	111	96	82	65
卒後 1年	3	3	2	5	6	5	5	8	14	14	18	19	23	18	19	22	22	23	21	19	23
2年	3	3	3	2	5	6	5	5	8	14	15	18	19	24	19	20	22	22	23	21	19
3年	3	3	3	3	3	4	6	5	5	6	12	13	18	17	23	18	20	22	22	23	21
4年	5	3	3	3	3	3	4	6	5	5	6	12	13	17	16	21	18	20	22	22	23
5年	2	5	3	3	3	3	3	4	6	5	5	6	12	13	17	16	21	18	20	22	22
6年	4	2	5	3	4	3	2	1	4	6	5	5	6	12	13	17	16	21	18	20	22
7年	3	4	4	3	2	4	3	2	1	4	6	5	5	6	12	13	17	16	21	18	20
8年	4	3	2	4	3	2	3	3	2	1	4	5	5	5	6	12	13	17	16	21	18
9年	2	4	3	2	3	3	4	3	3	2	1	4	6	5	6	6	12	13	17	16	21
医師(義務年限内) 計	29	30	28	28	32	33	35	37	48	57	72	87	107	117	131	145	161	172	180	182	189

# 県養成医による産科医育成状況（3）

## ○県養成医師の研修・派遣先人数

R5.4.1 現在

区分	医療機関名	臨床研修 (卒後1~2)	前期派遣 (卒後3~5)	後期研修 (卒後6~7)	後期派遣 (卒後8~9)	計	
県医師確保対策重点推進圏域	但馬	豊岡病院	4	11		3	18
		出石医療センター		1		1	2
		朝来医療センター		3		1	4
		八鹿病院	1	2		2	5
		村岡病院		1		1	2
		香住病院		2		1	3
		浜坂病院		2		1	3
	豊岡健康福祉事務所			1		1	
	丹波	県立丹波医療センター	9	9	4	1	23
		ささやま医療センター				1	1
	北播磨	西脇病院	7	4		2	13
		北播磨総合医療センター			1		1
	はりま姫路 (西播磨)	赤穂市民病院	6	4		1	11
		宍粟総合病院	5	4		2	11
	はりま姫路 (中播磨)	県立はりま姫路総合医療センター	3	2			5
神崎総合病院			1			1	
淡路	県立淡路医療センター	4	9	1	1	15	
—	神戸	県立尼崎総合医療センター			1		1
		加古川中央市民病院			2		2
		県立加古川医療センター			1		1
	阪神	県立こども病院			2		2
		県立がんセンター			1		1
	東播磨	県立ひょうごこころセンター			1		1
		神戸大学医学部大附属病院	2		15		17
		兵庫医科大学病院	1				1
計		42	55	30	18	145	



※太字はへき地医療拠点病院 ・研修は本人希望優先配慮、派遣は医師不足地域の病院に派遣

# 県養成医による産科医育成状況（４）

県養成医のうち、臨床研修終了後、専門医取得のための専門研修コース選択（令和元年から創設） のなかで産婦人科を選んだのは**計8名**

年度	県養成医 専門研修登録者	うち ※ 特定診療科	うち 産婦人科
令和元年	25名	9名	2名
2年	18名	7名	1名
3年	12名	5名	-
4年	21名	11名	3名
5年	20名	7名	2名
計	96名	39名	<b>8名</b>

令和6年度は、  
産婦人科 1名  
登録見込



※特定診療科（小児科、産婦人科、外科、救急科、整形外科）

# 県養成医による産科医育成状況（5）

## ○県養成医師の産婦人科への派遣先

R5.4現在

主な派遣の目的と理由	産婦人科専門医の取得のための研修プログラム施設			修練施設	キャリアを活かして地域貢献	
	連携施設	連携施設	基幹施設			
区分 \ 派遣先病院	丹波医療センター	淡路医療センター	神戸大学病院	こども病院	豊岡病院	小計
前期派遣（卒後3～5年） ※県の派遣調整により決定	3 うち育休1名	2				5
後期研修（卒後6～7年） ※本人希望により決定			1	1		2
後期派遣（卒後8～9年） ※県の派遣調整により決定					1	1
計	3	2	1	1	1	8

産婦人科医を目指す県養成医師のため、派遣対象地域の中で、まずは専門医資格の取得可能な研修施設（病院）に派遣する。

義務期間後半には、獲得したキャリアを活かして産科医（分娩医）の不足地域に貢献できるよう、派遣対象の医療機関や関連大学等との調整のうえ、決定する。

# 産科医不足の要因（1）

## ①医師不足に伴う負担増による悪循環



### ア 当直・オンコール回数

病院には宿直が必要（医師法第16条）であり、宿直は週1回、日直は月1回が上限

また、宿直を病院全体で対応するとしても、かかりつけの妊婦に緊急的な処置が必要となった場合は産科医の対応が必要となるので、通常は産科医が交代でオンコール体制を取っている。

# 産科医不足の要因（2）

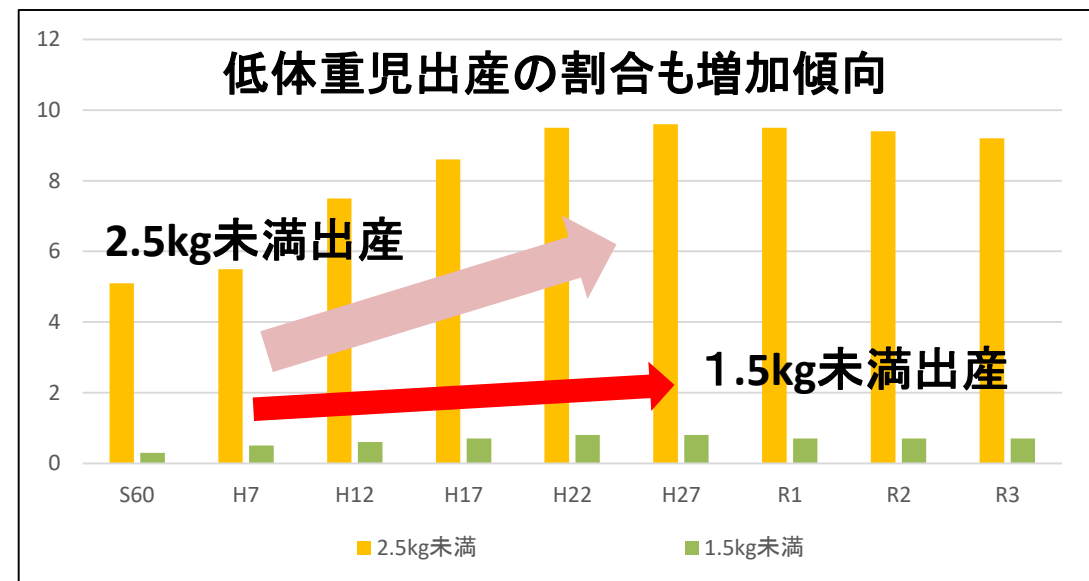
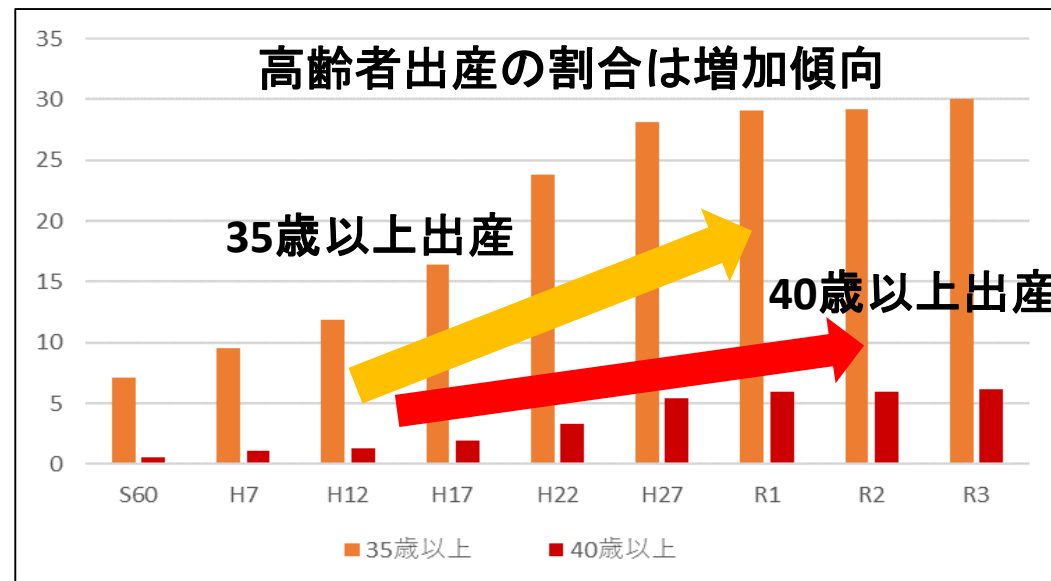


## ① 医師不足に伴う負担増による悪循環（つづき）

### イ ハイリスク妊婦の増加

晩婚化、高齢出産の増加に伴い、ハイリスク出産が増加し、産科医への負担も増加している。

訴訟リスクも高くなり、産科医の精神的な負担も増大している。



# 産科医不足の要因（3）



## ①医師の質の維持・向上のための症例数の不足

### ア 医療安全と症例数

医師が治療成績を維持するためには、一定の症例数が必要

（経験不足による医療の質の低下、症例数の少ない施設での勤務を敬遠される傾向）

### イ 専門医取得のための症例数

研修カリキュラムにおいて、生殖内分泌、周産期、婦人科腫瘍、女性ヘルスケアの4分野において必要な症例数が定められており、専門医資格を取得するためには、所定の症例数を経験しなければならない。

（＝症例数が少ない施設では若手医師が専門資格の取得が難しい。）

※専門医取得のための施設には、その**指導医の在籍が必須**